

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成28年7月8日

金 曜 日

第 4078 号

目 次

告 示

- | | |
|----------------|---|
| ○土地改良区の定款変更の認可 | 1 |
| ○道路の区域変更 | |
| ○道路の供用開始 | 2 |

公 告

- | | |
|--------------------------|---|
| ○平成28年度屋外広告物講習会の開催 | 3 |
| ○鳥獣保護区特別保護地区の指定に係る公聴会の開催 | 5 |

告 示

富山県告示第331号

土地改良区の定款変更の認可について

井田川水系土地改良区から申請のあった定款の変更については、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第2項の規定により、平成28年5月16日認可した。

平成28年7月8日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県告示第332号

道路の区域変更について

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のとおり変更したので、同項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において7月8日から1箇月間一般の縦覧に供する。

平成28年7月8日

富山県知事 石 井 隆 一

道路の種類 及び路線名	区 間	変 更 前後別	記号	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	縦覧場所
県道 若栗生地線	黒部市若栗3972番から 黒部市若栗3974番まで	変更前		最大 17.2 最小 16.2	70.7	新川土木 センター 入善土木 事務所
		変更後		最大 33.4 最小 16.9	70.7	
県道 舟見入膳線	下新川郡朝日町下山新 236 番地先から 下新川郡朝日町下山新 236 番地先まで	変更前		最大 10.2 最小 7.8	70.0	新川土木 センター 入善土木 事務所
		変更後		最大 42.6 最小 7.8	70.0	
県道 新屋上野線	下新川郡入善町一宿 208番 2から 下新川郡入善町一宿 203番 2まで	変更前		最大 13.6 最小 11.2	60.0	新川土木 センター 入善土木 事務所
		変更後		最大 36.9 最小 11.2	60.0	
県道 下垣内前沢線	黒部市前沢字湯官2999番 2 から 黒部市前沢字湯官2974番 1 まで	変更前		最大 57.7 最小 26.1	90.0	新川土木 センター 入善土木 事務所
		変更後		最大 44.2 最小 26.1	90.0	

富山県告示第333号

道路の供用開始について

次のとおり道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において7月8日から

1 箇月間一般の縦覧に供する。

平成28年7月8日

富山県知事 石 井 隆 一

道路の種類 及び路線名	区 間	供用開始の期日	縦覧場所
県道 若栗生地線	黒部市若栗3972番から 黒部市若栗3974番まで	平成28年7月8日	新川土木 センター 入善土木 事務所
県道 舟見入膳線	下新川郡朝日町下山新 236番地先から 下新川郡朝日町下山新 236番地先まで	平成28年7月8日	新川土木 センター 入善土木 事務所
県道 新屋上野線	下新川郡入善町一宿 208番2から 下新川郡入善町一宿 203番2まで	平成28年7月8日	新川土木 センター 入善土木 事務所
県道 下垣内前沢線	黒部市前沢字湯官2999番2から 黒部市前沢字湯官2974番1まで	平成28年7月8日	新川土木 センター 入善土木 事務所

~~~~~  
**公 告**  
~~~~~

平成28年度屋外広告物講習会の開催

富山県屋外広告物条例（昭和39年富山県条例第66号）第26条第1項の規定により、平成28年度屋外広告物講習会を次のとおり開催するので、同条例第33条の3第2号の規定により公示する。

平成28年7月8日

富山県知事 石 井 隆 一

1 講習会の開催日時

平成28年8月25日（木）午前9時30分から午後4時30分まで

2 講習会場

富山市新総曲輪4番18号 富山県民会館 701号室

3 講習科目

(1) 屋外広告物に関する法令

(2) 屋外広告物の表示の方法に関する事項

(3) 屋外広告物の施工に関する事項

4 受講申込手続

富山県屋外広告物条例施行規則（昭和49年富山県規則第36号）第26条第2項に規定する屋外広告物講習会受講申込書に、必要な事項を記載して申し込むこと。

5 受講申込先

富山市大泉東町一丁目11番28号

富山県屋外広告美術協同組合

6 受講申込期間

平成28年7月8日（金）から平成28年8月8日（月）まで

7 受講手数料

3,000円（富山県収入証紙により納付すること。）

8 講習会の課程の一部免除

次に掲げる者については、講習科目のうち屋外広告物の施工に関する事項の課程を免除する。

(1) 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士の資格を有する者

(2) 電気工事士法（昭和35年法律第139号）第2条第4項に規定する電気工事士の資格を有する者

(3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第44条第1項に規定する第一種電気主任技術者免状、第二種電気主任技術者免状又は第三種電気主任技術者免状の交付を受けている者

(4) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づく職業訓練指導員免許所持者、技能検定合格者又は職業訓練修了者であつて、帆布製品製造取付けに係るもの

9 講習会修了証書

講習会の課程を修了した者に対し、屋外広告物講習会修了証書を交付する。

10 その他

詳細については、富山県土木部建築住宅課（電話076-444-9661）に問い合わせ

ること。

鳥獣保護区特別保護地区の指定に係る公聴会の開催

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第4項において準用する同法第28条第6項の規定により次のとおり公聴会を開催するので、富山県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成15年富山県規則第43号）第3条の規定により公示する。

平成28年7月8日

富山県知事 石 井 隆 一

1 開催日時

平成28年8月3日（水） 午前10時から午前11時まで

2 開催場所

富山県砺波総合庁舎 305号会議室

3 意見を聴こうとする案件

白木峰・金剛堂山鳥獣保護区特別保護地区の指定について

鳥獣保護区特別保護地区の指定に係る公聴会の開催

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第4項において準用する同法第28条第6項の規定により次のとおり公聴会を開催するので、富山県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成15年富山県規則第43号）第3条の規定により公示する。

平成28年7月8日

富山県知事 石 井 隆 一

1 開催日時

平成28年8月4日（木） 午前10時から午前11時まで

2 開催場所

富山県高岡総合庁舎 101号会議室

3 意見を聴こうとする案件

氷見海岸鳥獣保護区特別保護地区の指定について